

Sha☆in スマイルホール 利用規約

はじめに

Sha☆in スマイルホール（以下ホールとする）を借り受けて利用する者（以下ホール利用者とする）は以下の規約を遵守するものとする

なお、ホールを訪れる借主以外の者（演者、観客など）を訪問者とする

第1条(ホール利用者義務)

ホール利用者は以下の連絡先をホール管理者に事前に連絡すること

- ・当日および事前の連絡責任者名と連絡先

第2条(ホール利用者のマナー等)

ホール利用者は以下の点に留意してホールを利用するものとする

- ・ホールの開場、閉場時間を守るよう努める
(予約時間オーバーについては別途オーバー分の会場使用料などをいただきます)
- ・ホールの美化に努める(ごみはお持ち帰りください)
- ・ホール近隣への迷惑防止に努める

第3条(禁止事項)

ホール利用者及び訪問者が以下のことを行うことを禁止します

- ・法令に触れるような催しなどを行うこと
- ・未成年者のみでの利用(成人の責任者が1人以上いること)
- ・ホールを、また貸しすること
- ・ホール内（ロビー、控え室も含む）での火気使用
- ・ホール内（ロビー、控え室も含む）での喫煙（喫煙は指定場所のみ）
- ・ホール内の備品、貸し出し品の破損、持ち帰り
- ・ホール内での飲食（管理者許可の場合を除く）
- ・ホール外で訪問者が集結する行為（たむろ、出待ち行為）
- ・ホール周辺の他者、他店に迷惑がかかるような行為（大声で叫ぶ歌うなど）
- ・ホール内に利用の際に発生したゴミを残して帰る行為

第4条（利用内容の整合）

申し込みしたホール利用時間、利用内容、入場料など内容に変更があった場合

ホール利用者は、管理者に速やかに連絡すること。

なお、利用当日に利用時間や利用内容に変更があった場合、およびホール管理者が変更があると判断した場合追加料金などをいただく場合があります。

また相違内容が著しいと管理者が判断した場合は当日であっても利用を中止できるものと
し、その際の利用料などの返金は一切おこなわないものとする。

第 5 条（訪問者に対する周知義務および安全管理）

ホール利用者は以下の安全配慮や訪問者への周知徹底や配慮を行ってください

- ・ホール利用者に対して万が一の際の避難経路などの周知
- ・ホール利用時における第 3 条の禁止事項の周知や管理
- ・ホールの美化の協力(ごみの持ち帰り)

(ホール利用時に発生したごみは利用者の方でお持ち帰りください)

(場内の簡単な清掃にご協力ください)

第 6 条（設備等破損の際の責任の所在）

ホール機材、備品の破損など修復が必要な事案が発生した場合、ホール管理者はホール利用者に、その修復費用などを請求いたします。

第 7 条（ホール利用料金の支払い）

ホール利用料金は、ホール利用 10 日前までにホール管理者の指定する方法で全額を支払う
ことし、利用 10 日前を切ったの申し込みの場合は、申し込みと同時に利用料を全額支払う
ものとする

第 8 条（規約違反、キャンセルについて）

規約違反やキャンセルなどについては以下のように取り決めるものとする

- ・ホール利用のキャンセルは利用日を起算日として

11 日前まで 0 円

(ただし、利用するためにホール管理者が用意したものなどがある場合、その費用はご
負担いただきます)

10 日以内・・・100%

(天変地異などによる不可抗力の場合は、借主、貸主間での双方協議事項とする)

- ・ホールの破損などがあった場合

修復費用の全額をホール利用者に請求いたします

ホールの利用ができなくなるような破損などがあった場合、ホール休業補償として

利用可能状態になるまで復旧まで 1 日あたり 1 万円を別途休業補償として請求します。

- ・次の利用者が利用できないような破損などを行った場合、第 9 条規定の違約金相当額を
別途ご負担いただきます。

- ・その他、第3条に該当する行為などが発生した場合、処理実費の請求や損害賠償などの請求をホール管理者はホール利用者に対して行います。

第9条（ホール管理者都合による貸出キャンセルについて）

ホール管理者の都合により、ホールの貸し出しができなくなった場合
利用日を起算日として

11日前まで・・・利用料が払い込まれている場合、その金額の返金

10日以内・・・利用料+利用料の50%を貸主は借主に支払う。

ただし 天変地異などの不可抗力によるものはこの限りではない。

第10条（その他）

- ・ホール利用に際し、著作権などの利用申請が必要な場合はホール利用者にて行うものとする
- ・この利用規約にない事項に関しては、貸主、借主の間で相談していくものとする
- ・貸主と借主との間で訴訟の必要が生じた紛争については、岡山地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とする